

東日本大震災における原子力事故による損害賠償

✓ これまでの原子力事故による損害賠償と自分との関わり

原子力損害調査研究会(科学技術庁) (JCO東海事業所転換試験棟における臨界事故)

原子力損害賠償紛争審査会(文部科学省) (東日本大震災における福島原発事故)

原子力損害賠償制度専門部会 (内閣府、原子力委員会) (原子力損害賠償制度の在り方・見直し) など

✓ 原子力事故による損害賠償における基本的な仕組み

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく対応

- ・被害者の保護と原子力事業の健全な発達を図ることを目的。
- ・賠償責任を原子力事業者に集中、原子力事業者に無限・無過失の賠償責任。
- ・原子力事業者に保険契約に基づく所定の賠償措置額(現行1,200億円)の措置義務。
- ・紛争当事者間の自主的な解決に資する指針の策定、和解の仲介 など

原子力損害賠償紛争審査会の設置 (2011年4月、事故1か月後)

- ・中間指針の策定 (2011年8月、事故5か月後)
- ・これにより、可能な限り早期の被害者救済を図るため、損害の範囲の提示(損害類型や損害項目など)、中間指針に明記されない原子力損害への対応も原子力事業者(東京電力)に求めることなどの損害賠償に対する基本的な考え方を提示。

原子力損害賠償紛争解決センターの設置 (2011年8月、事故5か月後)

- ・被害者等からの申し立て、仲介委員による和解案の提示、総括委員会による和解の仲介の状況に関する審査会への報告 などの基本的な枠組みを創設。
- ・申立件数：約3万件、和解成立：約80%

賠償措置額(1,200億円)を超える原子力損害への対応

- ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構による原子力事業者(東京電力)への賠償支援スキーム(政府から機構への国債の交付(機構から政府への国庫納付)、機構から東電への資金交付(東電等原子力事業者から機構への負担金の納付)など)の創設。